

一般事業主行動計画(女性活躍推進法)

新栄通信(株) 2018.5.14

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、東京労働局への届出内容をもとに行動計画を策定したので公表します。

- ●計画期間 平成30年6月1日~平成33年5月31日までの3年間
- ●定量目標 女性技術職の配置計画として、職種転換・新規採用者目標5名に取り組む

1.採用に関する事項

- 1)技術職の従事対象(男性)から女性の従事者拡大に向ける。 【対策】
 - ・30年6月~ 女性が関心を持てるパンフレットの作成
 - ・30年7月~ 求人を目的とした、学校訪問の実施

2.継続就業・職場風土・長時間労働の是正に関する事項

- 1).フレックスタイム制導入
- 2)パワハラ・セクハラ行為防止の取組
- 3)長時間労働の是正

【対策】

- ・30年6月~ 検討委員会(安全衛生委員会)で今後の取組み目標の決定
- ・30年10月~ 全事業所を対象に職場討議の実施
- 31年4月~ 運用開始

3.配置・育成・教育訓練に関する事項長時間労働の是正に関する事項

- 1)女性同士の交流機会の設定によるネットワーク形成支援【対策】
 - ・30年8月~ 検討委員会(安全衛生委員会)で今後の取組み目標の決定
 - ・30年12月~ 女性配属の事業所との交流機会のあり方についてヒヤリングの実施
 - 31年4月~ 運用開始

4.多様なキァリアコースに関する事項

- 1)非正規社員から正社員への転換 【対策】
 - ・30年6月~ 検討委員会(安全衛生委員会)で今後の取組み目標の決定
 - 30年7月~ 運用開始